

令和 7年 9月18日

報道関係 各位

10月1日付け組織改正のお知らせ

令和7年10月1日付けで牛久市におきまして組織改正を行いますのでお知らせいたします。詳細については添付のとおりです。

(リリース内容)

- ・「10月1日付け組織改正について」 1枚

お問い合わせ

○本件に関すること
牛久市総務部人事課
担当：関 （内線 1040）

○発信元
〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111（内線 3221・3222）
Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp

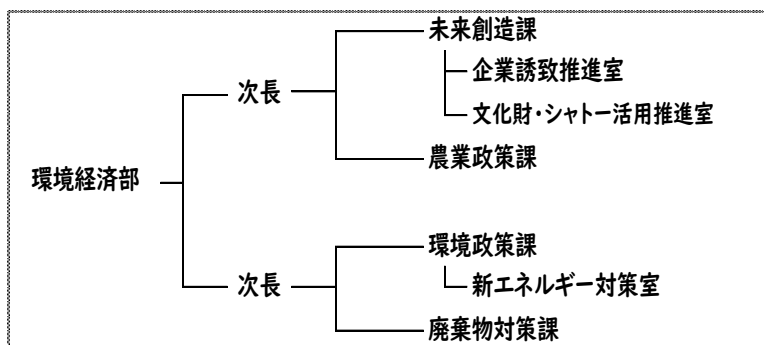
10月1日付け組織改正について

2025.09.18
牛久市総務部人事課

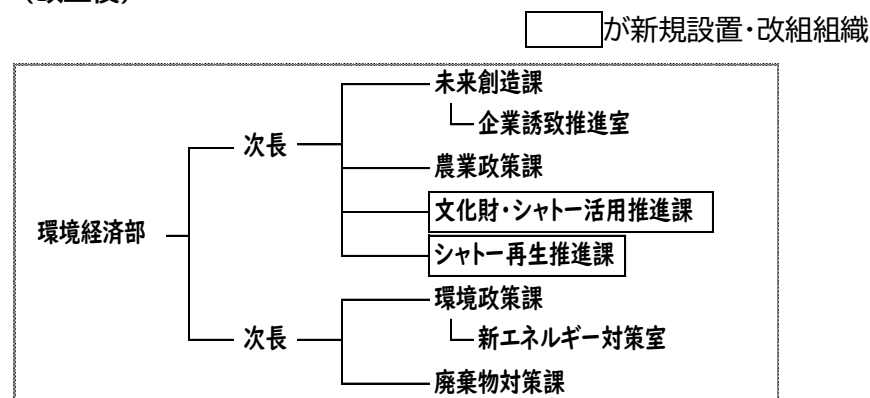
1. 牛久シャトーに係る組織改正

牛久シャトーに係る事業再生を進めるため、10月1日に環境経済部に新たに牛久シャトー事業再生を専任に担うシャトー再生推進課を設置する。併せて同部未来創造課の課内室であった文化財・シャトー活用推進室を独立した課として文化財・シャトー活用推進課に改組する。

(改正前)



(改正後)



2. 新たに設置するシャトー再生推進課の体制

課長1名、課長補佐1名、担当2名、計4名

3. 業務内容

●シャトー再生推進課

・牛久シャトー事業再生の推進に関すること

●文化財・シャトー活用推進課(改正前組織と同様)

・文化財保護審議会に関すること

・文化財資料の保管・活用に関すること

・文化財の調査、指定、保護継承及び活用に関すること

・市内の埋蔵文化財の調査、保護継承及び活用に関すること

・郷土の偉人の顕彰、関連資料・作品の調査及び活用に関すること

・小川芋銭記念館「雲魚亭」、住井すゑ文学館、その他の文化財関連施設の管理運営及び公開活用に関すること

・日本遺産に関すること

・牛久シャトーの利活用に関すること

お問い合わせ

○牛久市組織改正に関すること

牛久市 総務部 人事課

課長：関 典生（内線 1040）